

地域公共交通確保維持事業の内容及び三木市地域公共交通計画 の変更について

国では、地域公共交通の維持に懸念がある地域や路線において、地域の特性や実情に最適な移動手段が提供されるよう、複数市町をまたがる広域バス路線など所定の要件を満たしたバス路線等に対して補助を行い、支援している。

このたび、同制度の活用により、本市における広域バス路線の維持を図るとともに、同制度の活用に必要な標記計画の変更（修正）を行う。

1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

複数市町にまたがる広域バス路線で、1日当たりの輸送量が15人～150人などの要件があり、次のバス路線が対象となる。

（国庫補助対象路線）

運行系統名
社～三木営業所～明石駅前
三木営業所～養田～西神中央駅前
社～御坂～三宮
三田駅～市立図書館前～みなぎ台
三木営業所～硯町～明石駅前

2 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

上記1の広域バス路線に接続する支線で、1回当たりの輸送量が2人以上などの要件があり、次のバス路線が対象となる。

（国庫補助対象路線）

運行系統名
三木営業所～三木高校口～みなぎ台
北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台

※いずれの系統も、従来は上記1（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の支援を受けていた。

3 地域公共交通確保維持事業と地域公共交通計画の関係性

真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通確保維持事業における補助系統については地域公共交通計画に位置付けることとなった（計画制度と補助制度の連動化）。

このため、補助系統に変更が生じる場合、地域公共交通計画についても変更を行う必要がある。

(参考) 国庫補助対象路線網図

